# ペットと一緒に 避難された 飼い主さんへ

避難所では原則、人とペットが同じ空間で生活することはできません。避難所でペットが生活する場所(ペットスペース)を設営しましょう。設営は「マニュアル」の順番で進めてください。

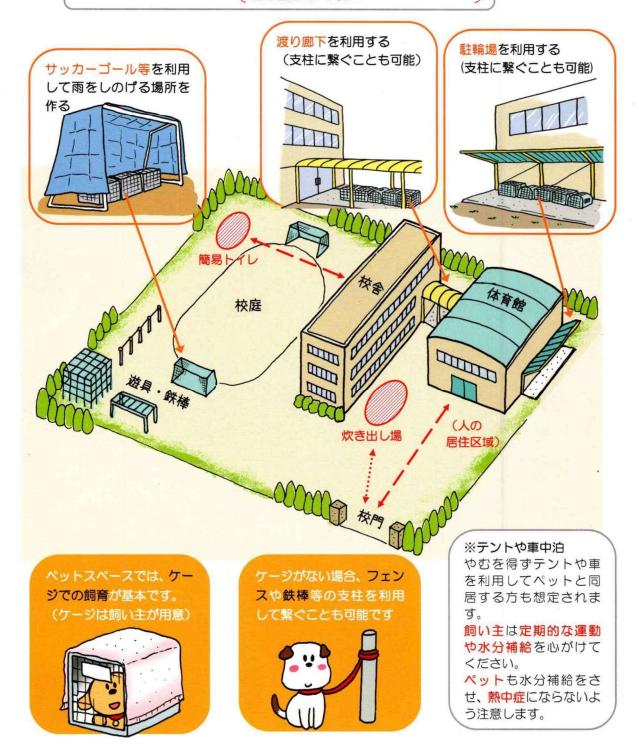
このボックスを受け取った方は、ペットを連れた他の飼い主さんに声をかけて集めてください。

裏面の「ペットスペース例」を参考にして、ペットスペースをどこに設置したらよいかを本部の方に聞いて来て下さい。

### ■ ペットスペース例

ペットスペース設置については、市町動物 愛護担当課及び保健所が相談に乗ります。

付近にペットスペースを設置することは望ましくない



## 各班の作業内容・役割

このマニュアルでは、ペットスペースを確保 した後に下記の4班に分かれて作業します。

人数が4人以上集まった場合、色分けした 班別にマニュアルを配付し、各班に分かれて作 業すると短時間で作業ができます。

人数が集まらなかった場合は、一つずつ進んで下さい。

1班 ペットスペースの設営

2班 ペットスペースの運営

3班 動物救護対策本部との連絡・調整

4班 飼い主不明動物の飼育と管理

# 各班の役割と今後の仕事

### 1班 ペットスペースの設営

動物種ごとに分けて収容し、数に合わせて広さを調節して、適切なペットスペースの維持に努めてください。ペットスペースやその周辺の環境維持のため、清掃や必要があれば消毒などを定期的に行って下さい。

### 2班 ペットスペースの運営

動物の飼い主に受付簿に記入してもらい、受付簿の番号と同じ番号を記載した名札を飼い主に渡してください。

退去する動物がいたら、名札を回収し、飼い主と動物を受付簿から抹消してください。

動物と受付簿の確認は毎日お願いします。

### 3班 動物救護対策本部との連絡・調整

動物救護対策本部と連絡を取って情報のやり取りをしてください。動物救護対策本部からの情報は、避難所周辺の住民の方へも情報提供を行ってくだい。(動物の状況報告、必要な支援物資、ボランティア・獣医師要請など)

### 4班 飼い主不明動物の飼育と管理

動物救護対策本部へ連絡し、飼い主不明の動物がいることを伝えて下さい。動物救護対策本部が保護収容するまでの間、飼育・管理をお願いします。可能であれば、散歩もお願いします。病気やケガでお世話が出来ない方のペットも同様に飼育管理をお願いします。